

議案第百十五号

港区職員の給与に関する条例及び港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年十一月二十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の給与に関する条例及び港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(港区職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 港区職員の給与に関する条例(昭和二十六年港区条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「に支給する場合には百分の百十五、」を「及び」に、「百分の百二十」を「百分の百十五」に、「に支給する場合には百分の九十五、」を「及び」に、「百分の百を」を「百分の九十五を」に改め、同条第三項中「「百分の百二十」とあるのは「百分の七十」と、」、「、十二月に支給する場合には百分の百」及び「、十二

月に支給する場合には百分の六十」を削る。

第二条 港区職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項本文中「及び」を「に支給する場合には百分の百十二・五、」に、「百分の百十五」を「百分の百十七・五」に改め、同項ただし書中「及び」を「に支給する場合には百分の九十二・五、」に、「百分の九十五」を「百分の九十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百十五」を「百分の百十二・五」に、「百分の六十五」を「百分の六十二・五」に、「百分の九十五」を「百分の百十七・五」に、「百分の五十五」を「百分の六十七・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の九十七・五」とあるのは「百分の五十七・五」に改める。

（港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第三条 港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年港区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項及び第三十条第二項中「に支給する場合には百分の百十五、」を「及び」に、「百分の百二十」を「百分の百十五」に改める。

第四条 港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第十六条第二項及び第三十条第二項中「及び」を「に支給する場合には百分の百十二・五、」に、「百分の百十五」を「百分の百十七・五」に改める。

付 則

この条例中第一条及び第三条の規定は公布の日から、第二条及び第四条の規定は令和三年四月一日から施行する。

（説 明）

職員及び会計年度任用職員の期末手当の支給月数を改定するため、本案を提出いたします。